

| | |
|---------|--------------------|
| ダム事業の名称 | 細川内ダム |
| 所在都道府県、 | 徳島県、水系 那賀川、河川名 那賀川 |
| 事業者名 | 建設省（国土交通省） |

事業の概要・問題点・中止に至る経過・中止理由・その後の状況（自由記述・図表等の貼り付け可）

事業の概要（規模、目的、大まかな変遷など）

細川内ダムは、田中角栄内閣時代の 1972 に調査が始り、徳島県木頭村(現那賀町)の中央部の那賀川へ、細川内ダム（重量式コンクリートダム、堤長 105.5m、堤頂長 354m、総貯水量 約 6800 万 m³、目的：治水（洪水調整）・利水（都市・工業用水の供給）・流水の正常な機能の維持、事業費：当初＝約 190 億円・1995 年時＝約 1100 億）・四国第三の巨大ダムを 2008 年までに建設する計画であった。地元の木頭村では当初から村民の大多数が反対してきた。特に 1993 年藤田恵(現水源連顧問)が細川内ダム中止を公約に村長に当選して以降は、「故郷の緑と清流を守る環境基本条例」と「ダム建設阻止条例」を制定して、抵抗の姿勢を強めた。建設省（国交省）や徳島県は木頭村への補助金の大幅削減や、公共事業費の締め付け、木頭村が「ダムに頼らない村づくり」の一環として 96 年に設立した第 3 セクター「(株) きとうむら」への助成金を遅らせる等あらゆる攻撃を続け、助役が自殺する等の大きな犠牲を払った。しかし、当初は経営が苦境にあった「(株) きとうむら」は全国各地から約 5000 万円の応援資金が寄せられる等、水源連を中心に支援は全国的に拡大し、ついに国の巨大ダムとしては日本の行政史上初めて 2000 年 11 月に完全中止を勝ち取った。

事業の問題点（必要性の評価、自然破壊、地域社会破壊など）

ダムは最大の環境破壊と同時に人間破壊である。

（1）過疎化と生活破壊

村の中央部に巨大ダムが建設されると、村土も物理的に二分され、いっそう過疎化が進む。水没者に対する金額上の保障は一定あるとしても、長年住み慣れた生活の場を追い出され、安定した生活は多くの場合不可能となり、かつての生活が破壊されることは全国のダム建設の多くの例が物語っている。

（2）ダム建設は那賀川を中心とした豊かな自然環境、居住環境さらには地元の産業をも根底から覆す。

木頭村の主な集落は那賀川の流れて沿って点在しており、その河道と居住地の間に高低差が無いことから村民の日常生活は那賀川の流れてと密着している。ダム建設により水循環が断ち切れ、自然生態系はかき乱されることになる。

那賀川ではアユ、アメゴ、ウナギの放流や、アメゴの養殖、管理を行い全国でも屈指の評価を受けるまでになっているが、これらが台無しとなる。

また、河川の遮断は土砂の運搬をさえぎり、水質を悪化させ、上流部の堆砂・ヘドロの堆積への有効な対策もなく大問題となる。

（3）利水対策の問題

下流の工業用水の動向では取水実績は水利権設定料を下回っており、流域の製造業は、停滞、縮小傾向で新規操業によって水需要が急増するという状況は見込まれていない。

農業用水は、那賀川下流域の農地は宅地化や耕作放棄地が目立ち、水田面積は、水利権設定時と比べ 75% となっている。農業用水の需要は減ることはあっても増加は予想しがたい。

生活用水の動向も、下流域の人口は横ばいないし減少傾向にある。積極的な水資源開発の必要性は根拠に乏しく、むしろ水の使い方を検討すべきである。上流での水源開発を強調するよりも都市用水の節約や、河や伏流水などの自己水源に恵まれている利点を生かした対策をとるべきである。

（4）、治水対策の問題

1976年9月に台風17号が徳島を直撃した。ダム予定地の木頭村では1日で1114mmという日本記録の大雨が振った。ところが、この台風で確かに木頭村には山腹崩壊など多大な被害が発生したが細川内ダム予定地から下流域においては河川の氾濫による災害は発生しなかったのである。このような経験に基づいて洪水を防ぐためにダムが必要だという理由に村民は疑問を持っていた。

中止に至る経過（構想段階から中止に至るまでの経過）

30年続いた反対運動

1968年、細川内ダムの予備調査に着手。

1972年四国地方建設局は『細川内ダム実施計画調査』に着手し、同年6月、木頭村と議会に協力を要請。村と議会は水没面積が広すぎると受け入れを拒否。

72年10月、建設予定地を2km下流に移す案で協力することを建設省に回答した。一方で、村は建設省や徳島県と強調しつつ、ダム建設を契機に村の発展を図ろうとする『木頭村総合開発基本構想』の準備を始めた。これに対して、水没予定地区周辺の住民は『ダム対策同志会』を組織して、反対姿勢を明確にした。水没地域内から同志会を脱退した条件付賛成が『ダム対策研究会』を結成し、同研究会は、建設省の支援を受けてダム関係地域視察を展開し、絶対反対は無展望で村を混乱させると同志会を批判した。村民の反対運動さらに強くなり1974年11月、「住民の声を無視してダム建設を取り入れた基本構想を承認した議会は直ちに解散せよ」とダム反対同志連合総決起大会で決議し村議会解散請求し、同年12月には村議会は自主解散した。

選挙後の村議会では反対派が多数を占め『基本構想』を廃止し、以後、木頭村はダム建設反対の方向を打ち出す。

1975年に村議会の要請でダム対策協議会が発足し、翌1976年11月までに11回の協議会を開催し「建設省ならびに県からの細川内ダム調査申し入れについては、これを拒否するべきである」との結論に達し、12月には『ダム反対決議』を可決した。

高度経済成長が終わり当時の田中角栄首相は『日本列島改造計画』を掲げて国土再開発による成長回復を期すが、財政引締めや減量経営路線の定着で不要不急の事業は見送られ、細川内ダム事業を推進する環境が失われると同時に、同年9月木頭村を襲った台風17号は、当時の日本記録の1日の降雨量11140ミリの豪雨を記録し、村民が山津波で4人死亡する大災害となり、激甚災害救助法が適用され、災害復旧に十数年を要し、事業費も約200億円の災害復旧事業が始まり、村内外の細川内ダム事業を推進する環境が失われた。

しかし1980年代後半、公共事業による景気刺激策が採用され、地方自治体にも推進が課せられる中、細川内ダム建設計画が再浮上。

1990年2月、徳島県知事は木頭村を訪問、「県の長期計画の柱である産業振興のために、水は必要」と、公式に協力を申し入れた。以降、再びダム建設は具体的な政治問題となった。

木頭村議会は1991年3月に『細川内ダム建設計画の白紙撤回要求決議』を全会一致で採択。同年1月に村議会選挙が行われた直後でほとんどの議員がダム反対を公約にして選出された後の、初議会であった。

1992年12月、徳島県議会は徳島経済同友会の『那賀川細川内ダム建設事業促進』の陳情を採択。村議会の徳島県知事への『白紙撤回』（要請）決議を提出しなかった村議会議長に対する解職請が成立。最終的には議員5人が辞職し、村長（行方不明）も辞職する事態に。

93年4月にダム絶対阻止を公約する藤田恵が村長に無投票当選。同年9月に村長は建設大臣に細川内ダム拒否を訴えた結果、建設には地域合意が前提という確認によって、強制着工を牽制した。

以降、徳島県知事が木頭村長に継続的に申し入れを行い『細川内ダム建設促進同盟会』を組織するなど、建設推進の環境作りが模索された。

しかし、村長は村民や議会の強固な支持態勢を背景に、ダム計画を阻止する対抗措置を次々に打ち出した。

94年12月、議会は『木頭村ふるさとの緑と清流を守る環境基本条例』と『木頭村ダム阻止条例』を採択した。

95年12月、議会はダムに依存しない村づくりを目指す『第三次木頭村総合振興計画』を採択した。

さらに木頭村は、建設省が計画審議と地域合意を図るために設置しようとした『ダム等事業審議委員会』への委員参加拒否を続けていた。その理由としては委員会の委員の人選が計画推進派に偏ったものであるとして、の人事が是正されない限り、委員会に参加しないと表明し、その後この人選につき徳島県知事と協議が重ねられてきた。しかし結局建設省は2000年9月に審議委員会の設置を断念、同年10月に事業評価監視委員会の「中止が妥当である」との意見を受けて正式に中止が決定したのである。

中止理由（起業者が挙げる中止理由と、皆さんが捉えている中止理由）

（木頭村の中止の主張）

1、治水の根拠なし。

細川内ダム計画では、有効貯水容量5400万m³のうち、4800万m³が洪水調節容量となっており、これで下流基準地点の古庄における基本高水流量11,200m³/秒（100年に1回）を9000m³/秒に逡減するとなっている。この差をマンギンの公式で洪水時の水位を試算すると、計画水位は1メートル程度低くなるだけである。古庄地点の川床の実測データによれば、1965年～75年の10年間で平均約1メートル低下している。したがって既に計画高水流量を流下させる河道面積が確保されているのである。

2、利水の根拠もなし

徳島県には水需要計画も無く、下流の阿南市等の工業用水の近年の需要は横ばいなし減少気味で、将来大幅に増加する根拠もない。

農業用水も同様に将来、大幅に需要が増加する見込みは皆無である。

3、ダムに頼らない村づくりが木頭村の基本方針である。

4、ダムは最大の環境破壊と同時に人間破壊である。

（建設省の中止理由）

計画が杜撰で30年間も住民などの合意が得られず、審議委員会等の設置をはじめ、その他のダム建設のための法の適用も不可能なため。

中止後の状況（当初目的についての現況、地域生活再建、河川・地域環境の現状、ダム等計画復活の動きの有無など）

1、木頭村から大幅に削減した国や県の公共土木事業の予算や補助金はどこへ行ったのか言えば、木頭村への見せしめのように、隣の木沢村（現那賀町）へ配分されたのである。当時同村では大幅な予算で林道開設等の事業を推進したことは言うまでもない。全国的な例のように急峻な斜面に幅員が広すぎる道路が、地形や崩壊しやすい土質などを十分に考慮しないまま開設された。そのため同地区では、2004年8月に全国的に報じられた台風10号時に、土石流による民家の流出等で2人が死亡するなどの大災害が発生し、災害復旧事業は今も続いている。

これは、明らかに人災であり、建設省（国交省）が強引に細川内ダムを建設しようとした、二重の大罪である。

2、最近、同省那賀川事務所は那賀川中流の長安口ダム（ながやすぐち・重力式コンクリートの多目的ダムで国交省直轄、総貯水容量54,278,000 m³）へ、洪水吐と称して排水ゲート2門の増設を計画している。しかし、住民はこれまでもダムの放流時（直下に支流が合流し碓砂が顕著）の異常な水位の上昇で民家の浸水等の大きな災害が起きており、ゲートの増設で直下流の河床が激変し洪水時には浸水災害等の発生が頻発する恐れがあるのではないかと反対している。

3、「ダムに頼らない村づくり」の一環である村内外の住民セクター・（株）きとうむらも、ここ数年は単年度では黒字に転じ、売り上げも2009年度は約1億5000円となり、賃金や販売利益として村民に約8000万円が還元され、全国初の「ダムに頼らない村づくり」の成功例として、朝日TV、東京TV、四国放送TVをはじめマスコミがドキュメンタリードラマ等で紹介するなど、ダム中止の先駆けとして大きな注目を集めています。全国の御支援者にお礼を申し上げます。

中止獲得までに特に苦勞したこと

- 1、国や県の公共土木事業の予算や補助金が大幅に削減され、村内の建設業者からの抗議と共に、毎回の議会で長時間追及を受けたこと。
- 2、「ダムに頼らない村づくり」の一環として96年に設立した第3セクター「(株) きとうむら」が設立当初から大幅な赤字続きで、営業活動等に忙殺され、一方、議会では毎回これらが一般質問で追及され、一般会計の予算等の可決にも苦慮したこと。
- 3、頻繁に監査請求が出され、この対応に追われたことと。
- 4、後援会長（藤田恵の）が村議のリコール運動に関連し名誉棄損で起訴され、長期の裁判となり、ビラ合戦などで村民間にも疑心暗鬼が生じたこと。
- 5、建設省の巨大ダムが中止された先例がなく、当初は国会議員等にダム中止への協力を要請しても、本気で協力してくれる議員が少なかったこと。
- 6、かつての村理事者は長年、表で一般村民へは反対、裏では、村の有力者や、県、国へは賛成という態度であったためか、多くの村民は反対でも、各集落の有力者等の多くは賛成派で、「ダムに頼らない村づくり」等を訴えても、ほとんど積極的な協力が得られなかったこと。
- 7、助役が、「ダムに頼らない村づくり」の一環として設立した第3セクターに関連して犠牲となって以降、助役、収入役等の特別職への任用に村職員等が応じなかったこと。

中止獲得に至るまでの創意工夫

- 1、村政全般、細川内ダム反対、「ダムに頼らない村づくり」等について、4半期に一回は各集落（村内8集落）で、村民と村との対話集会を開き、村民の要望を把握すると共に、村議会の状況、村内外への細川内ダム中止への取り組みへ等を報告して、村民の村政への理解を深める努力をした。
- 2、細川内ダム反対に理解のある国会議員には、党派にこだわらず積極的に要望活動を実行し、国会の政治的対策を重視した。
- 3、可能な限り機会あるごとに全国各地へ出かけ、細川内ダム反対を訴えた。
- 4、県内外の細川内ダム反対の団体、自然保護団体との連携を深めた。
- 5、新聞、TV、雑誌、業界紙等の報道機関の取材を積極的に受け、また自らも寄稿し広く報道され、木頭村の主張を多くの人に知ってもらう努力を怠らなかった。

中止獲得までに協力を得た団体とその内容

1、水源連

細川内ダム中止の突破口は国会議員（現参議院議員・草川昭三先生）が3回にわたり提出した質問主意書でその不当性が明確になったことであるが、この質問主意書の内容を作成したのは、水源連共同代表の嶋津暉之氏と遠藤保男氏を中心とした水源連であった。また、現地調査と「細川内ダム計画になぜ反対するのか」のパンフレットの作成でも「治水面の検討」等、その他でも多大なご指導とご協力を頂いた。

2、日弁連

日弁連大会、シンポジウム等で反対の立場で細川内ダム問題を何回も議題にしてもらったり、公害対策環境保全委員会の多くの弁護士が細川内ダム計画現地を視察したりと、細川内ダム中止へのインパクトは極めて大きかった。

3、室蘭工業大学

97年度の公開講座「河川と環境」（藤田恵非常勤講師）で細川内ダムをテーマして頂き、北海道地方でも研究者をはじめ細川内ダム反対を広く知ってもらうきっかけとなった。

4、徳島県内の多くの市町村ごとに結成去れた「細川内ダムに反対する会」をはじめ、全国各地の自然前保護団体の方々には、木頭村まで激励に来られたり、全国的な立木トラストへの協力など多くのご支援を頂いた。

そのほか特に伝えたいこと

「国家事業補償法」（仮称）等の早急な立法化による補償を！

木頭村は約30年間も、建設省（国交省）の地方自治を無視した違法な細川内ダム推進により、村政の大きな混乱が常態化するなど、村民の平穏な生活をはじめ住民福祉にも多大な犠牲と損害を強いられてきた。

これは、「国家事業補償法」（仮称）等の早急な立法化により補償されるべきである。そうしないと、八ツ場ダム、内海ダム、山鳥坂ダム等のように今も全国各地で建設が自己目的化した全く不要なダム建設で、住民が犠牲となり、貴重な財源がムダに使われる国の愚行を止めることはできないであろう。

| | |
|------------|----------------------------|
| 当時の団体名 | 木頭村 |
| 現在の団体 | 那賀町 |
| 連絡担当者 | 藤田恵（元木頭村長） |
| 住所（郵便番号から） | 651-2225 神戸市西区桜が丘東町1丁目13-1 |
| 電 話 | 078-220-2934 |
| F A X | 078-220-2934 |
| 電子メール | email@fujitamegumi.com |
| ホームページ | |